

3. 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について

環境基本計画において予防的な取組方法の考え方^{※1}に基づいて対策を進めることとしている各施策について、環境省においてその取組状況を調査しました。今回の調査では、昨年度の「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」が閣議報告された平成21年12月以降に行われた施策について、フォローアップを行いました。

その結果は以下のとおりであり、温室効果ガスの中長期的な排出削減に向けた「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」の発表、「エネルギー基本計画」や「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」の閣議決定、化学物質安全性情報の統合的な共有に向けた化学物質の安全性情報基盤整備の実施、有害大気汚染物質に係るリストの最新の知見を踏まえた見直しの検討等が進められるなど、環境行政の各分野において、予防的な取組方法の考え方に基づく施策等が進められています。

今後も、国内施策だけではなく国際的取組に係る施策についても、引き続き、推進すべきです。また、平成21年度から今年度にかけて行われたフォローアップの結果等を踏まえ、第四次環境基本計画の策定を見据えつつ、予防的な取組方法の考え方に基づく施策の推進方法等について必要な検討を行うことが求められます。

以下、環境基本計画第二部第2章の環境保全施策の体系に沿って、環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述^{※2}、予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ、各施策の概要及び施策の進捗状況等を報告します。

※1 予防的な取組方法の考え方の定義は様々であり、使用される用語も異なるが、国際連合環境開発会議（地球サミット）におけるリオ宣言の第15原則が最も広く合意された記述であるという点は概ね共通している。

＜リオ宣言第15原則＞

環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。重大あるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期すべきではない。

※2 各項目における＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞中の括弧による記述は、文意を補足するため環境基本計画本文に書き加えたものです。

(1) 環境問題の各分野に係る施策

ア 地球環境の保全

《地球温暖化問題に対する取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及び国際的な長期的対策に関する検討を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

これまでに公表されてきた様々な研究成果のうち、例えば、平成19年(2007年)に取りまとめられたIPCC第4次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。この報告は、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、21世紀には更なる温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろうということや、極端な気象現象の頻度と強度の変化及び海面水位上昇は、自然及び人間システムに、主として悪影響を及ぼすこと等を予想しています。

＜施策の概要＞

- (ア) 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減を進めるため、我が国としては、1990年比で、2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として掲げるとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努め、リーダーシップを発揮していきます。
- (イ) 2020年25%、2050年80%削減を実現するための具体的な対策・施策の一つの絵姿、及びその場合の経済効果を提示しながら、地球温暖化対策を推進します。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、環境省において、パブリックコメント等も行いつつ、制度の在り方について専門的な検討や論点整理を行います。
- (エ) 経済産業省において、地球温暖化対策の具体化に向けて、排出量取引制度を含む様々な政策手法について検討を行います。また、地球温暖化対策を進めていく際には、その政策の意義や課題、国民経済や産業活動に与える影響等に関して全国各地の国民の皆様と議論を行い、理解を深めることが重要です。
- (オ) 地球温暖化対策を基本的視点の一つに含めつつ、エネルギー政策や経済成長について検討を行っていきます。
- (カ) 地球環境保全のための予防的な政策に資する研究を競争的研究資金により支援しています。

- (キ) 農林水産施策においては、平成19年(2007年)6月に策定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマスの利活用の推進や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策を推進しています。
- (ク) 気候変動に伴う河川環境における外力の変化については予測値に大きな幅が存在するため、各流域や沿岸域において調査・観測をしてきた雨量、水位、流量、潮位、波高、水質、流出土砂量、河道形状、生物、被災状況等のデータを活かして外力の変化をモニタリングします。その結果はデータベース化し、適応策の検討に反映するとともに公表します。

< 施策の進捗状況等 >

- (ア) 平成21年(2009年)12月には、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP5が開催され、「コペンハーゲン合意」がとりまとめられ、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定されました。交渉においては、内閣総理大臣、環境大臣が、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、我が国は、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年(2012年)末までの約3年間で1兆7,500億円(概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円(概ね110億ドル))の支援を実施していく旨を発表し、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。また、適応、キャパシティビルディング分野等での途上国支援の道筋を付けること等に尽力しました。我が国としても、コペンハーゲン合意に基づき、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、これまで表明した前提条件付きの目標を平成22年(2010年)1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。その達成のため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税及び全量固定価格買取制度の創設を含む政策の検討などを進めています。
- (イ) 平成22年(2010年)3月31日に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」を発表しました。現在、環境省において、中央環境審議会地球環境部会の下に「中長期ロードマップ小委員会」を設置し、我が国における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿を精査しています。また、国民各界各層の御意見を伺うため、「地球温暖化対策に係る国民対話〜チャレンジ25 日本縦断キャラバン〜」を全国7箇所で開催し、延べ約1000名の参加を得ました。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、中央環境審議会地球環境部会の下に設置された「国内排出量取引制度小委員会」において、幅広い見地からの意見を聴きつつ、制度の在り方について論点整理を行っているところであり、平成22年(2010年)3月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案の規定も踏まえ、具体的な制度設計に係る検討を進めます。
- (エ) 産業構造審議会地球環境小委員会の下に設置された「政策手法ワーキンググループ」

においては、諸外国の動向や環境と経済の両立のあり方等について整合性を図りながら、排出量取引制度を含む様々な政策手法を検討中です。また、経済産業省が立ち上げた「環境・エネルギー政策に関する国民対話」は、平成 22 年（2010 年）4 月から 6 月にかけて、全国 11 箇所で開催され、延べ約 1720 人の参加を得て、179 人から御意見を伺いました。これらの意見も踏まえ、引き続き環境・エネルギー政策の具体化を図ります。

(オ) 平成 22 年（2010 年）6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においては、7 つの「強みを生かす成長分野」の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置づけられ、低炭素社会づくりを推進することとしています。さらに同日、地球温暖化対策の強化を基本的視点の一つに据えた「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。今般閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」や「エネルギー基本計画」について、今後具体化を図ります。

(カ) 平成 21 年度（2009 年度）から開始された S-6 「アジア低炭素社会に向けた中長期政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」（研究期間：平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度））では、バックキャストリング手法を用いて、アジア低炭素社会への政策ロードマップの策定・提案とその普及を行う研究が進められています。

(キ) 農林水産分野においては、平成 20 年（2008 年）7 月に改定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化防止策が推進されています。具体的には、

- ① 森林吸収源対策
- ② 省エネルギー対策
- ③ 温室効果ガス排出削減に国民の意識を誘導する省 CO2 効果の表示
- ④ 排出量取引やカーボンオフセットにおけるクレジットの創出に向けた取組
- ⑤ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組

などを強力に進めているところです。

また、バイオマスの利活用の推進については、①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）の運用、②バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等の措置、③食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策、④バイオマスタウン構築の加速化（平成 22 年（2010 年）7 月末現在 283 地区が公表）、⑤バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）の運用などの取組が進められています。

(ク) 河川環境に関して、これまで気候変動の影響を判断できるデータや知見が少なく、地球温暖化による河川環境の変化を把握、予測することは困難な状況です。河川環境の変化と気候変動の関係を分析し適切な河川管理に努めていくため、引き続き知見やデータの蓄積を図るモニタリングを強化します。

《オゾン層保護対策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されていることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

紫外線（UV-B）は、核酸などの重要な生体物質に損傷をもたらし、皮膚がんや白内障の増加、免疫抑制など人の健康に影響を与えるほか、陸域、水圏生態系に悪影響を及ぼします。特に極緯度地域では、成層圏オゾン層の破壊により有害な紫外線（UV-B）の地上への照射量が増大し、これらの悪影響の増加が懸念されます。

< 施策の概要 >

フロンなどの大気放出は、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのあるオゾン層破壊を生じさせる可能性があるため、これら物質の放出を規制する予防措置をとることにより、オゾン層を保護することが必要です。このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びこれを実施するための特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等について監視するとともに、生産及び輸出入の規制を行います。さらに、既に市中に出回っている業務用冷蔵・冷凍・空調機器等からオゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊を特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）等関連法に基づき進めています。

< 施策の進捗状況等 >

オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等の監視結果に関する年次報告書を取りまとめ、公表しています。また、フロンなどの生産及び輸出入を規制しています。さらに、フロン類の回収・破壊を一層促進するため、平成19年（2007年）10月から改正フロン回収・破壊法を施行し、整備時におけるフロン類の回収義務の追加や行程管理制度（書面によるフロン類の捕捉制度）を導入しています。

《 酸性雨等に係る対策 》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

酸性雨による影響は、長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壤の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、森林、土壤、湖沼などの生態系への影響等が国内で把握されることなく進行することが懸念されます。

< 施策の概要 >

酸性雨による被害の未然防止等を目的として、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング

計画に基づくモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水）を継続的に実施します。東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的とし、我が国のイニシアティブにより稼働した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）の活動を推進します。

< 施策の進捗状況等 >

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを確実に実施しており、毎年度のモニタリング結果については、越境大気汚染・酸性雨対策検討会でのデータ評価を経て、公表しています。国際的には、東アジア地域における E A N E T の活動を支援するとともに、その活動の発展（「酸性雨」から「地域大気汚染」へのスコープ拡大等）を目指しています。

イ 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）

《都市における良好な大気環境の確保に関する取組》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

（都市における良好な大気環境の確保に関する）取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、予防的な取組方法に留意しつつ進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期的な摂取により、発がん性等の健康リスクをもたらすおそれのある物質ですが、健康リスク評価に係るデータについては、科学的信頼性に制約があります。

< 施策の概要 >

平成8年（1996年）の大気汚染防止法改正により、低濃度であっても長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について制度化がされました。具体的な対象物質として、同年の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第2次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として234物質、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質として22物質が選定され、排出抑制の取組が進められてきました。また、優先取組物質について、順次、環境目標値が設定されてきました。

< 施策の進捗状況等 >

環境目標値の設定に関しては、優先取組物質のうち、ベンゼン等5物質について環境基準を、アクリロニトリル等7物質について指針値をそれぞれ設定しました。また、平成22年（2010年）5月から、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直しについて検討を開始しており、それと同時にヒ素及びその化合物についての指針値案についても審議を開始しています。これらについては、最新の科学的知見等を踏まえ、平成22

年度（2010年度）中にそれぞれ見直し及び設定を行う予定です。

ウ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

《物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策＞

平成24年（2013年）までに東アジア地域における循環型社会ビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって、人の健康及び環境に対する損害が発生する可能性があります。

例えば中国のリサイクル活動が盛んな地域では、電気電子機器廃棄物（E-waste）の環境上不適正な処理により、米の重金属含有量や子供の血中鉛濃度が他地域に比べ高いことが指摘されています。しかし、この損害の程度については不確実性があります。

＜施策の概要＞

廃棄物に有害物質が含まれる場合にもたらされる人の健康や環境への影響についての不確実性も踏まえつつ、経済発展に伴って廃棄物量の増加や質の多様化が見られるアジアにおける循環型社会の形成に向けて、各国の能力開発支援、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）による有害廃棄物の適正管理の取組等を行うとともに、G8における「3R（リデュース、リユース、リサイクル）イニシアティブ」等を通じ国際的な連携を進めます。

＜施策の進捗状況等＞

アジア各国のバーゼル条約担当官を集めたワークショップの開催や、コンピュータ機器廃棄物及びE-wasteの環境上適正な管理のためのプロジェクトの実施等廃棄物等の適正な輸出入及び管理に向けた取組を実施しました。なお、資源循環をめぐる国際的なルール・枠組みづくりについては、アジアの資源循環の状況に関する知見の充実、アジアの多層的なステークホルダーとの対話や認識の共有を図りつつ、将来的に取り組んでいく課題と考えられます。

エ 化学物質の環境リスクの評価・管理等に係る施策

《化学物質の環境リスクの低減に向けた取組及び化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推

進みます。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく露・影響の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。

- ・ 予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章（第三次環境基本計画第2部第1章）第5節に示した諸施策（上の・に記した施策）を中心に、次のような施策を推進します。

- (1) 化学物質の環境中の残留実態の把握等
 - (2) 化学物質のリスク評価
 - (3) 化学物質のリスク管理
 - (4) 化学物質に関するリスクコミュニケーション
 - (5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
 - (6) 国内における毒ガス弾等における対策
- (各項本文は省略)

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

化学物質の中には、その製造、輸入、使用等の段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

< 施策の概要 >

- (ア) 化学物質の中には、毒性の閾値の設定や環境リスクの定量的評価が困難なものがありますが、環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物の生息・生育への支障を未然に防止するため、審査・規制制度による化学物質管理を行っています。新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し届出を行い、三大臣により当該新規化学物質が規制の対象に該当するか否かの判定がなされるまで、予防的措置としてその物質の製造又は輸入は禁止されます。

また、化学物質の性状（分解性・蓄積性・長期毒性）に応じた規制の実施に当たっては、長期毒性等を有することから製造・輸入等に関する規制措置の対象となる特定化学物質への指定に加え、予防的取組方法の観点から、特定化学物質に該当する有害性を有する疑いがある化学物質を監視化学物質（性状に応じ、第一種から第三種監視化学物質を位置付け）として指定し、取扱事業者に対し製造・輸入量等の届出を義務づけるとともに、必要に応じ、国が指導・助言を行う、あるいは一定のリスクが認められる場合には長期毒性の有無を調査するよう指示することができます。本施策は製造・輸入された化学物質が環境を経由した後、人の健康及び生態系に対して長期的な影響を及ぼすことの防止を目的としており、実施しない場合は人の健康や生態系に対し化学物質による深刻な影響が懸念されます。

- (イ) 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）に基づくP R T Rデータの円滑な集計・公表等を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供しています。さらに、P R T Rデータを環境リスクの管理やり

スクコミュニケーション等に幅広い活用を行っています。個々の物質の環境リスクの解明や基準設定のための科学的知見が不十分であっても、こうした取組を通じ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止しています。

- (ウ) 環境リスクをできる限り低減させるため、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、官民が連携して既存化学物質のリスク評価を行うJapanチャレンジプログラム、小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査等を実施します。また、環境リスクに関する国民への正確な情報の提供、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の動向への積極的な関与、国内における毒ガス弾等に係る被害の未然防止に関する取組等を行います。
- (I) 環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活を実現するため、化学物質の総合的な評価を行いつつ、リスクの評価・管理及び工業ナノ粒子の特性評価のための技術体系を構築します。
- (オ) 化学物質による人の健康への影響の評価方法を開発し、人の健康に対するリスクの最小化を目指して、化学物質の総合的な評価の一層の高度化・迅速化、ナノマテリアルによる健康影響の評価方法等に関する研究を推進します。
- (カ) 農薬の環境リスクについては、飛散による周辺住民への影響、陸域生態系への影響等科学的に完全には解明されていない点もありますが、人の健康又は生態系への影響を未然に防止する観点から、これらのリスクの評価・管理手法について調査を行います。
- (キ) 化学物質管理に当たっては、国際会議への出席等を通じて、国際的動向と協調しつつ推進していきます。

<施策の進捗状況等>

- (ア) 化審法制定から平成21年（2009年）末までに11,823の新規化学物質届出について審査がされており、監視化学物質又は特定化学物質に指定された物質については化審法に基づく規制が行われてきました。特に、監視化学物質には、平成15年（2003年）の化審法改正で導入された動植物への影響に着目した審査・規制制度に基づき指定した第三種監視化学物質277物質を含む延べ1,384物質、特定化学物質には51物質をそれぞれ指定しています（平成22年（2010年）7月1日時点）。一方、約2万種類の既存化学物質については国が安全性について評価を行うこととなっていますが、平成22年（2010年）3月までに安全性情報の収集が行われている物質は2,132物質です。

既存化学物質の安全性情報については、産業界と国が連携して情報収集を行う「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」を実施し、情報収集に努めてきたところです。また、平成21年（2009年）5月の化審法改正により、既存化学物質も含めたすべての化学物質について一定数量以上製造・輸入した事業者に対し製造・輸入数量の届出を義務づけ、それに基づき国が安全性評価を行うこととしています。これにより、既存化学物質に対する取組が強化され、リスクが十分に低いと判断できない化学物質については優先評価化学物質に指定すること等により、予防的取組の考え方に留意した化学物質管理措置が講じられることとなります。

また、平成22年（2010年）4月から一部施行されている改正化審法に基づき、化学

物質について段階的な情報収集とリスク評価を進めることで、迅速かつ効率的なリスク管理を進めることが可能となります。

- (イ) 平成 22 年（2010 年）2 月に P R T R データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等を経済産業省及び環境省ホームページ上に掲載しました。また、個別事業所ごとの P R T R データも引き続きホームページ上で公開を行っています。なお、P R T R データの集計・公表を始めた平成 13 年度（2001 年度）と比較して、届出排出量は減少傾向にあります。

さらに、化学物質の環境リスクをより一層把握するため、廃棄物処理施設等からの化学物質の排出量についても推計等により把握できるよう、届出事項に「廃棄物の処理方法」等を追加すること、及び届出事項の集計を効率的に行うための二次元コードを採用すること等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正を行いました。

- (ウ) 人の健康や動植物の生育・生息に有害な影響を及ぼすおそれがあるにも関わらず一般環境中での残留実態が明らかでない化学物質や経年的な残留量の把握が必要な化学物質等について、一般環境中での残留実態を調査し、種々の化学物質施策の策定に活用しました。平成 21 年度（2009 年度）は、66 物質（群）の調査結果を取りまとめました。

化学物質の内分泌かく乱作用については、そのメカニズム等に関して科学的知見が十分でないことから、平成 10 年（1998 年）に「環境ホルモン戦略計画 S P E E D '98-」、平成 17 年（2005 年）にはこれを改訂した取組方針「E X T E N D 2005」を策定し、基盤的研究、試験法の開発等の各種の取組みを実施し、開発を進めてきた魚類等の試験法が、O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択される等の成果をあげてきました。今般、これまでの成果や国際的な動向等も踏まえ、引き続き基盤的研究等を進めつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化すること等を盛り込んだ、今後 5 年間の対応の方向性「E X T E N D 2010」を平成 22 年（2010 年）7 月にとりまとめました。また、ほ乳類を対象とする試験や試験管内試験の手法開発についても O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択されました。

J a p a n チャレンジプログラムについては、事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進しており、優先情報収集対象物質 132 物質のうち、96 物質についてその物質の安全性情報を収集するスポンサー登録が完了しています（平成 22 年（2010 年）7 月現在）。また、国内及び海外に分散する化学物質安全性情報の統合的な共有のための化学物質の安全性情報基盤整備を実施しています。さらに、G H S 文書改訂 3 版の公表を受け「事業者向け G H S 分類ガイダンス」及び「政府向け G H S 分類ガイダンス」の改訂を行いました。

小児の脆弱性に着目した化学物質のリスクを管理するための子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について、平成 22 年度（2010 年度）から全国 10 万組の親子を対象として実施します（平成 23 年（2011 年）1 月に参加者募集開始予定）。

P R T R データについて分かりやすく解説した「P R T R データを読み解くための市民ガイドブック」や、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」等の作成・公表を行っています。

S A I C M については、平成 21 年（2009 年）11 月に開催されたアジア太平洋地域会合において、実施状況のフォローアップ等に関する議論に参加しました。また、途上国

におけるS A I C Mの実施の開始を支援するクイックスタートプログラム(Q S P)の一環として、タイ及びブータンの化学物質管理政策等立案能力向上に関する調査を実施し、タイにおいては調査を完了しました。

工業用ナノ材料のばく露による影響を未然に防止するため、環境省では、平成21年(2009年)に「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてとりまとめましたが、なお課題が残されていることから、平成21年度(2009年度)においては、ナノ材料の管理技術に関して、実験を交えつつ、既存技術の有効性の検討を行いました。

経済産業省では、現時点での科学的知見を基にナノマテリアルに関する安全対策について検討する必要があるため、「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策の在り方研究会」を設置し、平成21年(2009年)3月報告書を取りまとめました。本報告書を踏まえ、ナノマテリアル製造事業者等から、有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等について情報提供を受け、平成22年(2010年)3月に「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」として結果を経済産業省ホームページにおいて公表しました。

国内における毒ガス弾等対策については、ホームページやパンフレットを通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を行っているほか、土地改変指針に基づき、必要に応じて、事案環境調査未了区域における土地改変時の環境調査を実施しています。

- (イ) 社会全体における化学物質の最適管理の実現のための適切な代替物質の選択を可能とするリスクトレードオフ解析手法、化学物質のリスク評価をよりの確かつ効率よく評価するための構造活性相関・簡易有害性評価手法、工業ナノ粒子を適切に管理するためのリスク評価の手法等の開発を行っています。
- (ロ) 化学物質の総合的評価については、構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の知見を活用した評価手法の高度化・迅速化を研究しています。ナノマテリアルについては、粒子の形状・大きさ毒性発現との関連を示す結果が得られています。このため、さらにこれらに特異的な毒性メカニズムの解明、体内動態の把握等に関する研究を進めています。
- (ハ) 農薬の飛散リスクを低減するための手法の検討、さらに、農薬による陸域生態リスクを評価するための基礎的知見の収集や鳥類等を対象としたケーススタディの手法に関する検討などを行っています。
- (ニ) ロッテルダム条約(P I C条約)における、条約対象物質の追加や削除を行う専門委員会において、我が国の行政官および専門官を派遣するとともに、科学的知見の提供等の貢献をしています。

P O P s 条約の規制対象物質については、化審法の規程に基づき規制の対象物質に指定、原則製造および輸入を禁止しており、国際基準への対応を実施しています。

環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能しているO E C D 化学品プログラムの合同会合や、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、O E C D における試験法ガイドライン検討への貢献や、策定・改訂された同ガイドラインの我が国での適用等の対応を図っています。

《生物多様性の保全のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方にに基づく施策の記述＞

現時点では、生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、C B D 第5回締約国会議（C O P 5）で決議された「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

この数百年で過去の平均的な絶滅スピードのおよそ 1,000 倍という速さで生物種の絶滅が進んでおり、我々の生活にとって不可欠な生物多様性の様々な恩恵の享受が難しくなる可能性があります。

＜施策の概要＞

- (ア) 生物、生態系については未解明の部分が多いですが、生物多様性の危機がもたらす影響は深刻なものです。このため、生物多様性及び生態系の変化を検出し、順応的な自然環境保全施策に資することを目的として、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）を実施しています。この事業は、我が国の代表的な生態系（高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼）における計 1,000 箇所程度の調査サイトで、各生態系の指標となる種や生物群の増減、種組成の変化等を長期的かつ定量的にモニタリングするものです。
- (イ) 遺伝子組換え生物等は、在来生物との交雑や競合などにより、我が国の生物多様性に影響を与える可能性があるため、予防的な取組として、我が国の一般環境中で遺伝子組換え生物等を使用等する際には、事前に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき生物多様性への影響評価と使用規程の承認を行うことにより、その使用等を規制しています。また、承認時に予想できなかった事象に対しては、カルタヘナ法に基づき、使用規程の変更や廃止を行うこととされています。
- (ウ) 平成 17 年（2005 年）6 月より施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づいて、生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、輸入、譲渡し、野外で放つこと等の取扱いを規制しています。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物を「未判定外来生物」として指定し、おそれがないと判定されるまで輸入を制限しています。
- (エ) 農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる活動であり、また、多くの生物にとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献するものです。しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきました。このため、平成 19 年（2007 年）7 月に策定した農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性の保全、持続可能な利用を重視した農林水産施策を推進しています。

＜施策の進捗状況等＞

- (ア) 重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）において、現在、全国の調査サイトで継続的に調査を実施しています。
- (イ) 遺伝子組換え生物等の一般環境中での使用に先立ち、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の実施と使用規程の承認申請が行われており、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 166 件の第 1 種使用等に係る承認を行っています。平成 21 年（2009 年）には、カルタヘナ法の施行から 5 年が経過し、中央環境審議会野生生物部会遺伝子組換え生物小委員会において法律の施行状況の検討が行われました。その結果、法律の枠組みの修正は必要ないが、運用方法や情報提供に関して改善措置の検討が必要とされました。施行状況の検討結果を受け、生物多様性影響評価で必要とされるデータについては、蓄積された知見と経験を踏まえ、適宜点検を行います。また、遺伝子組換え技術については、さまざまな技術が実用化されつつあることから、最新の知見に基づいた生物多様性影響評価の方法の検討を行っていくことが必要です。
- (ウ) 外来生物法に基づき、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 97 種類の特定期外生物及び 54 種類の未判定外来生物の指定を行っています。平成 21 年度（2009 年度）には、未判定外来生物として輸入の届出がされたシママングースは、国内における侵入・定着の実績はないものの、その近縁種のジャワマングースが国内の生態系及び農林水産業に及ぼしている被害を考慮し、同様の被害を及ぼすおそれがあるとして、平成 22 年（2010 年）2 月に特定期外生物に指定されました。
- (エ) 農林水産省生物多様性戦略に基づき、環境保全型農業の推進等、生物多様性の保全を重視した農林水産施策の推進に加え、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めています。また、生物多様性の保全を重視した生産活動を国民に分かりやすくアピールする「生きものマーク」の取組を推進しています。平成 22 年（2010 年）3 月には、「生きものマーク」の取組事例や取組を始めるためのポイントを紹介した「生きものマークガイドブック」を取りまとめたところです。

（２）各種施策の基盤となる施策

《長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備・調査研究の充実》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。
- ・調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、予防的・予見的な対策に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。

＜施策の概要＞

科学技術の基盤の整備及び各種調査研究にあっては、以下の取組について、関係府省庁の施策への反映に資するよう、総合的に推進します。

- (ア) 予防的対策に資する科学技術について広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を競争的研究資金（環境研究総合推進費）により支援しています。
- (イ) 予防的な対策に資する研究を推進するために、地球環境保全のための予防的な政策に資する調査研究を競争的研究資金（環境研究総合推進費）により支援しています。
- (ウ) 食料、水環境・水資源、自然生態系、防災、健康、交通、産業、国民生活等の各分野における気候変動の影響及び将来予測に関する情報を収集、整理し、我が国における適応の基本的考え方や各主体間の役割を示す適応ガイドラインを策定します。
- (エ) 東アジア地域における衛星データの受信及び地上観測実施により、土地被覆分布や植生など陸域生態系及び凍土融解に関する解析を実施します。さらに環境資源・農業生産などへの影響評価モデルと衛星・地上観測システムの統合化により、観測データを用いた温暖化影響評価を行う温暖化影響早期観測ネットワークを構築します。
- (オ) 地球環境保全及び持続可能な開発のための政策立案や調査研究に資するため、地球環境の現況を表す全球統一仕様の基盤的地理空間情報である地球地図の整備を国家地図作成機関等と連携して推進するとともに、関係機関と連携し利活用を促進します。また、地球地図は全球を対象とした信頼性のある統一規格の地理空間情報であり、政策決定の基盤となるものです。

< 施策の進捗状況等 >

- (ア) 競争的研究資金（環境研究総合推進費）について、平成 22 年度（2010 年度）は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を戦略指定領域として課題を採択し、研究開発に取り組んでいます。
- (イ) 戦略的研究プロジェクト S-5「地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究」（研究期間：平成 19 年度（2007 年度）～平成 23 年度（2011 年度））では、不確かさを考慮した温暖化影響評価とその伝達に関する研究等を行っています。また、平成 22 年度（2010 年度）から開始された戦略的研究プロジェクト S-8「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」（研究期間：平成 22 年度（2010 年度）-平成 26 年度（2014 年度））では、地方公共団体レベルでの温暖化影響の定量的評価と適応策立案手法の開発等を行っています。
- (ウ) 各分野における温暖化の影響評価に関する知見を整理するとともに、我が国における適応の基本的な考え方等を示した適応ガイドラインを検討しています。
- (エ) 東アジア地域において衛星・地上統合観測システム 7 地点を構築しました。また、衛星データベースの作成により、国際的な地域環境計画立案に貢献しています。
- (オ) 地球環境の変化の把握、地球温暖化の影響評価等の予防的取組に、より一層貢献するため、行政情報コードの付与、各種統計情報の統合利用、データ形式の国際標準準拠などの仕様改訂を行い、地球地図第 2 版の整備を進めています。

(3) 国際的取組に係る施策

《国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

当該地域（東アジア地域）では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

更なる経済成長が予想される東アジア地域では、水質汚染や大気汚染、水銀等有害金属による汚染、石綿問題等といった、公害の発生による健康被害が問題となっています。また、地球温暖化や黄砂、酸性雨、光化学オキシダントのように国境を越えた環境汚染による人の健康や生態系への影響もさらに深刻化することが予想されます。

＜施策の概要＞

クリーンアジア・イニシアティブは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指しています。このイニシアティブでは、急激な経済発展に伴い深刻な環境劣化が懸念されている東アジア諸国に先進諸国の経験・技術・組織・制度を予防的に導入することで、産業公害などの「前車の轍」を踏まずに経済発展を遂げることが可能であり、このいわゆる「リープ・フロッグ」を実現するよう、各種の政策対話、技術協力、共同調査・研究等を推進します。

例えば、酸性雨・黄砂等の越境大気汚染モニタリング、気候変動影響予測、生物多様性等のモニタリング体制の強化等の予防的取組に必要な協力を進めるとともに、途上国において喫緊の課題である環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチ等による対策面での協力を進めます。

＜施策の進捗状況等＞

平成 22 年度（2010 年度）では、クリーンアジア・イニシアティブとして 51 の協力事業が推進されています。平成 22 年（2010 年）3 月には、インドネシア・ジャカルタで「東アジア首脳会議環境大臣会合 環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」を、東アジア各国及び国際機関等の参加を得て開催しました。また、平成 21 年（2009 年）10 月の ASEAN + 3 環境大臣会合及び平成 22 年（2010 年）5 月の第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）等の様々な会合の機会を活用し、本イニシアティブの周知を進めるとともに、各国ニーズの把握及び意見交換を通じ、具体的な協力プロジェクトの発掘を行っています。

4. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果について

(1) 環境情報戦略の策定経緯等

平成18年(2006年)4月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされました。また、平成20年(2008年)8月、IT戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる「環境情報戦略」を策定し、同戦略に基づく取組を開始する」こととされました。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成21年(2009年)3月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会(以下、「環境情報戦略連絡会」という。)において環境情報戦略が決定されました。

同戦略においては、平成22年度(2010年度)から概ね隔年で、「環境省は、(中略)当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施する」こととされています。

なお、同記述に基づく調査(以下「フォローアップ調査」という。)は、環境情報戦略策定後、今回が初めてになります。

(2) 環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本的方針として、以下を定めています。

- ・ 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- ・ 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本的方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の2つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められています。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築
- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ ITの活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化

- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ IT の活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略の進捗状況について

今回環境省が行ったフォローアップ調査では、上記(2)に挙げた当面優先して取り組む施策の進捗状況の調査を行うとともに、同施策について平成22年度(2010年度)に実施を予定している具体的な業務の内容についても、併せて調査を行いました。

今回のフォローアップ調査の結果からは、各項目について一定の進展があったことが確認されました(各項目の具体的なフォローアップ調査の結果は別表1のとおり)。

特に、以下の項目については、新たなホームページの立ち上げや、環境と経済に関する新規情報の収集が進むなど、大きな進展が見られました。

○ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築

- ・平成21年度(2009年度)は、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及びクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)のホームページの作成を行い、TEMMホームページについては、平成22年(2010年)5月1日に、CAIホームページについては7月1日に、それぞれ公開を行った。また、CAIニュースレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。

○ 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化

- ・環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度(2010年度)よりインターネットによる情報提供を開始する予定。
- ・また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。

○ 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等

- ・環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。平成22年度(2010年度)内の早い時期に、関係府省との連携をとりつつ、ポータルサイトの運用を開始する。

○ 海外に対する情報発信の強化

- ・公害関連情報を環境省HP上(英語版)で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。また、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度(2010年度)内に速やかに行う。

他方、標準的フォーマットによる提供情報の信頼性・正確性の確保等、また環境省と地方公共団体等との連携協力、関係団体との連携協力の項目については、検討が始まった段階ないしは検討中の段階であることが明らかになりました。特に、今後地方分権が進むことを考

慮し、この点についての取組みの強化が必要です。

また、戦略の掲げる項目に関し、さらに優先順位を明確にすべきこと、情報ユーザーの利用の状況や要望を情報発信者へフィードバックする仕組みを考えるべきこと等の課題も明らかになりました。

今回行ったフォローアップ調査の結果を関係省庁と共有しつつ、環境情報戦略連絡会等を通じて関係省庁との連携を深めながら、環境情報戦略に定める施策の着実な実施を、引き続き推進していくことが必要です。

なお、今回のフォローアップは、主として、戦略の中で、当面優先的に取り組む施策として掲げた項目について、定性的に取組み状況を点検することを内容とするものでした。今後、フォローアップの進め方について、さらに検討するとともに、第三次環境基本計画の見直しに資するため、この検討にもとづいて平成 23 年度（2011 年度）も臨時的に、当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を実施することが必要です。

別表 1

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5 (1) ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。 	(別表2に記載)	(別表2に記載)
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と経済に関する政策研究を実施する体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○最近の行政課題を踏まえて8つの研究分野について研究課題を公募し、13課題を採択。いずれも平成21～23年度の3ヶ年計画で、研究者と環境省担当官の密接な連携により研究を進めているところであり、すでに地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの検討等において研究成果の活用が始まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規研究課題2～3課題を公募する（研究期間：2ヶ年）。 ○平成21年度に採択した13課題の研究を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な施策の企画、実施に資するよう、国全体から個別の経済主体まで、各レベルでの環境負荷の実態等、現在十分把握されていない必要な環境情報の収集の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための調査について、平成22年度からの調査開始に向けた予算措置、調査方法の検討、関係省庁との調整等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための実測調査を開始する。調査結果を踏まえ、実態把握調査手法の検証等を実施する。
5 (1) ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・第3生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)に基づき、自然環境保全基礎調査及び重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）を一層推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全基礎調査において、植生調査（植生図の作成）、哺乳類生息状況調査を実施した。 ○モニタリングサイト1000において、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。 ○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性・生態系に係るデータを始め、各地域の自然環境の状況や経済社会活動がこれらの環境に与える影響について継続的な状況把握を行い、データの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省により設置された「生物多様性総合評価検討委員会」において、日本における生物多様性の総合評価をとりまとめるために検討会を3回実施した。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年度に環境省により設置された有識者からなる検討委員会である「生物多様性総合評価検討委員会」による「生物多様性総合評価報告書」をとりまとめ、公表する。 ○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。</p>	<p>○我が国周辺水域の水産資源について適切な資源回復・資源管理を推進していくため、水産資源の動向を的確に把握し、評価することが極めて重要であることから、農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用した。</p> <p>○東京湾等における藻場、干潟に生息する生物モニタリング調査結果等のデータを更新した。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、我が国の総合的海洋データバンクとして、国内外の各機関の海洋観測データの有効利用を図るため、各種海洋データ・情報を一元的に収集・管理・提供した。</p> <p>○海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理、浅海域生態系のモニタリング調査、既存保全施策等のレビュー、戦略策定方針決定等を実施した。</p>	<p>○引き続き農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用する。</p> <p>○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。また、藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを、海洋生物種を分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。</p> <p>○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。</p>
	<p>・生物多様性・生態系の状況を経年的に把握するため、環境省始め関係府省が連携し、衛星データ等も活用しながら、生物多様性の総合監視システムの構築を進める。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、検討を実施した。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、引き続き検討する。</p>
	<p>・地方公共団体においても、政府機関に準じ、地域の実情に応じた自然環境の状況データの計画的な把握を行っていくことが期待される。</p>	<p>○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を開催した。</p>	<p>○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、昨年度に引き続き、自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を開催する。</p>
<p>5（1）③ 情報アーカイブの構築</p>	<p>・我が国の政策作りや過去の公害克服経験を内外の政策立案者へ発信すること等に資するよう情報アーカイブの構築に努める。このため、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、図書館の電子化等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p> <p>○歴史的資料等保有機関の指定に向けた規定の改正や運営について検討を行った。また、指定の要件となる保有資料の目録を作成した。</p>	<p>○所蔵書誌情報のデジタル化、媒体変換等、図書館の電子化の実施方策の検討を行っていく。</p> <p>○平成22年4月に歴史的資料等保有機関指定を受けたことを踏まえ、水俣病に関する資料の公開を行うとともに、適切な運営と一般に向けた広報活動を行う。</p>
	<p>・情報アーカイブを構築するための検討を実施する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報アーカイブの構築に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○国立国会図書館並びに先行する他図書館との情報交換を行い、情報の公開方式、適用範囲等、情報アーカイブの構築に係る検討を行っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・保存情報の検索等、利用サービスの開始を目指す。 また、内外の環境情報に係るサイトとのリンク等、情報アーカイブについてのポータルサイトを構築する。 その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も推進する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報検索等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○環境省図書館の電子化及び情報アーカイブの検討を踏まえ、ポータルサイトのあり方等の検討を行っていく。</p>
<p>5(1)④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等</p>	<p>・一次情報の利用を円滑にするため、その収集の際に標準的フォーマットによるメタデータ（作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む）を整備して提供、保存することにより、データ相互間における信頼性等の比較検討を可能とする。このため、関連する専門家の意見を聴きつつ、メタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ること等を検討する。</p>	<p>○国立環境研究所で行われた取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する検討を進めていくこととした。</p> <p>○なお、国立環境研究所のメタデータに関する対応状況は以下のとおり。 ・国内標準であるJMP2.0を参考に、そのサブセット的な位置付けでメタデータの整備を実施。 ・ただし、現行はXML形式ではなく、リレーショナル・データベースで管理している。</p>	<p>○国立環境研究所で行われている取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する整備の可能性について、各府省庁と協議を行う。</p>
<p>5(1)⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力</p>	<p>・本戦略を推進するため、環境基本計画の点検プロセスの利用を含め、関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。役割分担を明らかにしつつ、PDCAサイクルに基づき情報整備に関する施策を連携協力して推進する。</p>	<p>○環境省企画調査室内において検討を進めているが、地方公共団体との会議の設置には至っていない。</p>	<p>○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。</p> <p>○地方公共団体との会議の設置の必要性を含め、国と地方との連携協力のあり方について検討を深める。</p>
<p>5(1)⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組</p>	<p>・OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループ等における国際的な議論の動向を踏まえ、⑤に基づく環境省と関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じ連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等によって情報の質の向上が図られるよう検討する。</p>	<p>○平成21年11月に開催されたOECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループに参加をし、情報収集を行った。</p>	<p>○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(1)⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	<p>・海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p>	<p>○経済協力開発機構（OECD）や国連環境計画（UNEP）等の国際機関が開催する各種環境関連の国際会議への出席、各国からの要人來訪の積極的な受け入れ、在京各国大使館の環境アタッシュ等との交流等を通じて、海外の環境の状況や諸外国の環境政策等に関する情報の収集、蓄積を行った。</p> <p>○海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図った。具体的には、在外公館を通じて各種環境関連情報を積極的に収集し、これらを国際会議への対応や各種国内施策に活用した。</p>	<p>○引き続き、国際会議への参加、要人來訪の受け入れ、在京各国環境アタッシュ等との交流を進めていく。</p> <p>○平成21年度に引き続き、海外における環境情報の収集強化のため、在外公館との間の積極的な情報交換及び国連環境計画（UNEP）や各条約事務局を始めとする関係国際機関との連携強化に努める。また、収集した情報は適宜、関係府省との共有に努める。</p>
	<p>・第3回地球観測サミット（平成17年2月16日）において採択された全球地球観測システム（GEOS S）10年実施計画に基づき、地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。</p>	<p>○各国の国家地図作成機関と協力して地球地図のデータ整備を行うと同時に、地球地図の整備・利活用促進のために地球地図の仕様を改訂した。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施した。</p> <p>○文部科学省がとりまとめた調査結果等をもとに引き続き、情報収集、整理、提供を実施した。</p>	<p>○地球地図の整備を進めるとともに途上国への技術支援等を行う。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施する。</p> <p>○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。</p>
	<p>・国境を越える環境汚染等の問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワークの構築を目指す。これに向け、環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を関係府省と連携して検討する。</p>	<p>○21年度は、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページの作成に向けて必要な検討を行った。また、CAIニュースレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。</p>	<p>○日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページを、それぞれ、平成22年5月1日、平成22年7月1日に公開した。引き続き、関係省庁と連携しつつ、今後の情報収集のあり方や公開方法について検討を行うと共に、情報収集等のための各種調査を行う。また、21年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係省庁と共有を図るとともにホームページに公開する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(1)⑧ ITの活用	<p>・ITや各種センサーの開発普及状況を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報基盤の構築に有用なITの活用強化について検討する。その検討結果を踏まえ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性等に配慮しつつ、導入の可否、適否について検討した上で、導入可能なものについて、実施を促進する。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、当該検討に併せて、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。</p> <p>○ITの活用強化に当たっては、以下の国立環境研究所の取組を参考にしつつ、進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報メディア「環境展望台」では、情報源情報の登録から検索までの一連のプロセスをシステムとして持っている。 ・WebAPIが公開されているので、「環境展望台」の検索機能を他のサイトでも利用することができ、環境展望台で収集した情報は、同サイトだけでなく、様々な流通経路を通して配信可能となっている。
5(2)① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	<p>・(1)に基づく取組により収集された環境と経済社会活動等に関する情報提供を、環境情報の利用に関するアンケート調査結果等を踏まえ、強化する。その際、パンフレット等の紙媒体とインターネットウェブやメールマガジン等の電子媒体の利用とのベストミックスにも配慮する。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度よりインターネットによる情報提供を開始する予定。また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新、ウェブでの閲覧機能の改良等を行い、情報提供の機能を強化した。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、①環境経済情報ポータルサイトによる情報提供を開始するとともに、追加コンテンツを検討、②「環境経済観測」の本格実施、③環境産業市場・雇用規模の推定を行う。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。</p>
5(2)② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	<p>・環境省のホームページ上に、政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を開始する。</p> <p>・同ホームページ利用者からのサイトに関する意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの計画的な構築について検討を行う。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、同検討内容について、第8回環境情報専門委員会において進捗報告を行った。</p> <p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に当たって、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○平成21年度に行なった、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に関する検討を踏まえ、関係府省との連携をとりつつ、平成22年度内の早い時期に同ポータルサイトの運用を開始する。</p> <p>○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（源）がわかるような仕組みの構築を進める。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築に併せて検討を行い、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくこととした。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの運用にあたって、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで環境情報が取得できる仕組みのあり方を検討する。</p> <p>○同検討を行うに当たっては、国立環境研究所の以下の状況を踏まえて行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報源情報の検索システムとして、環境情報メディア「環境展望台」の「検索・ナビ」が公開された。 ・情報源情報の検索を補完する目的で、「検索・ナビ」に、クローラによる横断検索機能が組み込まれている。
<p>5(2)③ 海外に対する情報発信の強化</p>	<p>・環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。</p>	<p>○公害関連情報を環境省HP上（英語版）で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。</p> <p>○日本の環境政策が客観的に評価されている情報を提供するため、OECDが1994年と2002年に行った対日環境保全成果レビューの内容の整理を行った。</p>	<p>○平成21年度において行った検討結果を基に、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度内に速やかに行う。</p> <p>○平成22年に行われたOECDによる対日環境保全成果レビューの内容を整理し、公害関連情報の環境省HP上での提供と共に、発信を行う。</p>
<p>5(2)④ ITの活用による情報提供の展開</p>	<p>・IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等を踏まえ、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化、利用者による利用の向上を図るため、ITを積極的に活用する。</p> <p>・特に、GISについて、利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等について、現在開発が進められているデータの統合や解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</p>	<p>○収集した環境情報や環境に配慮した取組について、例えば以下のような形で、HP等のIT技術を活用して情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管制システムにより収集、分析したデータを交通情報として、カーナビ、携帯電話、インターネット等を活用して広く提供した。 ・環境配慮の方針、環境物品等の調達及び温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行い、その情報をHP上で公開した。 <p>○先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。</p> <p>○文部科学省において、地球観測データ、気候変動予測データと社会経済情報の統合解析によって科学的・社会的有用な情報を提供する「データ統合・解析システム」の構築を進めた。</p>	<p>○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。</p> <p>○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。</p> <p>○文部科学省は、前年度に引き続き「データ統合・解析システム」の構築を実施する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(2)⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	・環境情報の信頼性、正確性等を確保するため、当面特に取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。	○グリーン購入の普及拡大に不可欠な特定調達品目の信頼性確保に資するため、古紙配合率及び再生プラスチック配合率に関する科学的調査手法の検討及び適合性評価を行う際に参照すべき法令、指針、規格等の整理を行った。また、古紙配合率については検証も実施した。	○前年度に引き続き、再生プラスチックの科学的調査手法の検討と100検体程度の検証を実施する予定。また、前年度に実施した古紙パルプ配合率の検証結果を検討会に諮問の上、一般に情報提供するとともに、事業の成果を活用した「信頼性確保のためのガイドライン」を策定・公表予定。
5(2)⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	・収集した情報を利用者にわかりやすく加工して提供するため、情報収集の計画段階から、データを収集した機関において、情報管理者、コーディネータの役割を意識した取組がなされるようにする。このため、当該情報を必要とするグループや情報の使われ方を踏まえて適切な内容と提供方法にするための検討項目のリスト化について検討し、その成果を政府全体に普及させることを検討する。	○環境情報の各利用主体が、現在の環境情報の提供状況にどのようなニーズや不満を持っているのかを明らかにするため、WEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。
5(2)⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	・温室効果ガス排出量の「見える化」等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	○環境省では、近年増加傾向にある家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向けて、国民の環境行動を促進するため、温室効果ガス排出削減に資する製品・サービスの購入・利用や行動に対して、経済的なインセンティブとなるポイントを付与するエコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施。平成21年度においては、公募により全国型モデル事業3件・地域型モデル事業6件を採択し実施した。 ○環境省において、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のための調査を行った。 ○農林水産省においては、消費者にとって理解しやすく、生産者等が取り組みやすい表示となるよう農産物等の見える化手法について検討。 ○平成21年度より、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、製品の温室効果ガス排出量を見える化するカーボンフットプリント制度試行事業を実施。 ○カーボンフットプリントマーク貼付の許諾が認められた製品は91件となっている。	○昨年度に引き続き、エコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施する。平成23年度以降、経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスとして展開していくことを目指し、より多くの消費者や企業に対して参加を呼び掛けるなど、エコ・アクション・ポイントの普及促進に努める。 ○「見える化」による温室効果ガスの削減効果及び効果的な削減のための情報提供の在り方について、実測調査により検証する。また、家庭・業務部門における、CO2排出実態の測定方法についても併せて検討する。 ○農林水産業由来の排出に関する基礎的データの整備等、生産者が見える化に実際に取り組むにあたっての環境整備を行う。 ○カーボンフットプリント制度においては、21年度試行事業を踏まえて、消費者・事業者が取り組みやすいよう制度の構築・改善を図る。

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(2)⑧ 関係団体との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> 本戦略の推進に係る関係団体との会議の設置等を検討する。それにより、関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく施策を実施する。 	(平成22年度から検討実施予定)	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との役割分担、連携協力、本戦略に基づく施策の効果的な実施の観点から、関係団体との会議のあり方について検討を行う。

別表2

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	<p>○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>	環境省	平成21年度から実施する。	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文科省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。</p>	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用するなどして、気候変動に関するシナリオ・プログラムなど、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>
	<p>○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。</p>	環境省	平成22年度から実施する。	<p>○ 環境省において設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等に、関係府省と協力して温室効果ガス排出量・吸収量の算定に用いる統計データの充実や統計データのとりまとめの早期化について検討を行った。今後、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>○ 温室効果ガスイベントリ及び議定書補足情報の作成に当たって、算定方法及び使用データの確認・検討、統計・文献調査等の情報収集・検討を行った。今後は吸収・排出量の算定及び品質管理を進めていく予定。</p>	<p>○ 温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、排出量算定方法や排出係数の見直しを引き続き実施する予定。</p> <p>○ 専門家によるワーキンググループを設置し、気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計整備の検討を実施する。</p>
	<p>○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。</p>	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	<p>○ 平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。</p>	<p>○ 総務省が、環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、23年度に公表予定。</p>
	<p>○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。</p>	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。	<p>○ 既存の公表データを精査し、公的な一次統計の整備について検討しているところ。具体的には「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(新エネルギーの統計整備に関する基礎調査)」を行い、既存のエネルギーに関する統計データ等から、新エネルギー等の普及実績に係る現行の集計方法を分析・評価した。</p>	<p>○ 21年度に行った調査内容を踏まえ、公的な一次統計の整備について引き続き検討を行う。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
3 社会的・政策的な変革に際した統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうるよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省（林野庁、経済産業省、国土交通省等）	平成21年度から実施する。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省（農林水産省、経済産業省、環境省）	平成21年度に設置する。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置し、平成21年12月より計4回実施した。その結果、確定値がまとまるまでの間、速報値を算出すること、統計のさらなる精緻化の検討を行うこととされた。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を平成21年度に引き続き設置し、平成22年7月より計4回実施する予定。 ○ 速報値算出に不足する関連統計データの推計手法の検討や精度向上のために主な関連統計値の比較と循環利用量の算出構造の整理等を行うていく。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実について検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 産業連関表の充実について検討を行い、専門的な知見を踏まえた検討及びそのための予算要求が必要であるとの結論を得た。同結論を踏まえ、平成21年度に産業連関表関連予算の要求を行い、平成22年度予算を確保した。	○ 専門家からの意見聴取を行うとともに、関係府省と連携しつつ、環境分野分析用の産業連関表の作表方法の検討を行う。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 21年度は、検討のため、先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。	○ 領域環境統計の構築に関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行うていく。

V おわりに

- 第三次環境基本計画を基本として進められている我が国の環境施策を概観すると、「地球温暖化問題に対する取組」分野については、地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、「生物多様性の保全のための取組」分野については、第三次生物多様性国家戦略のほか、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性国家戦略 2010 が策定されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきました。

また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき 8 つの戦略を掲げた 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月閣議決定）が策定されており、施策の重点化も進められています。

このように、充実が図られてきた基本的な枠組みの下、様々な主体が連携して取組を総合的に進めるためには、今後、国レベルのみならず、地域レベルでの各施策の基本的枠組みの充実や、地球レベルでの施策の戦略的な展開も進めるべきです。

- 各主体の視点では、分野相互間の連携も視野に入れつつ、環境基本計画を基本とした施策の基本的枠組みの下、当該枠組みの中で設定されている目標を常に念頭に置き、求められている取組を進めるべきであり、特に、国、地方公共団体等の行政主体は、当該目標を達成するために必要かつ十分な具体的施策を、目標達成に向けた工程とともに立案し、着実に推進していくべきです。

また、国、地方公共団体等の行政主体は、各主体の取組の効果を客観的に評価する仕組みを構築し、当該評価を通じて、目標達成に向けた各主体の取組を促進するべきです。

その上で、全府省を通して、個別の施策や予算が環境基本計画に照らして一貫するよう、点検し反映する必要があります。

- 第三次環境基本計画の策定以降のこの 4 年余の各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にあります。

恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むよう、これまでの点検結果と合わせて、今回の点検結果（特に「今後の政策に向けた提言」）に示した内容を、各界各層に広く周知するとともに、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的施策に反映し、引き続き、着実に環境施策を進めていくべきです。

また、今後予定されている第三次環境基本計画の見直しにおいては、現下の経済社会状況の変化を踏まえつつ、これまで 4 回の点検結果を適切に反映させることが必要です。